【畜舎建築申請・認定等の流れ】

※畜舎敷地と道路との関係に係る認定申請を行う場合

申請者

認定申請

・申請書（県施行細則　別記第１号様式）
・県施行細則第３条に定める図書

申請

県庁畜産課

審査・認定

認定通知（申請時に添付）

申請者

畜舎建築利用計画の作成・申請

・認定申請書（省令様式第２号）
・畜舎建築利用計画
・施行規則第64条に定める図書

申請

畜産課

畜舎建築利用計画の審査・認定

①敷地が市街化区域・用途地域外
②高さが一定以下、平屋で住居のための居室なし
③利用方法が利用基準に適合
④建築士が設計
⑤敷地、構造及び建築設備が技術基準に適合
⑥消防関係の規定を消防署長等が確認し、同意（消防同意）
※⑤、⑥については、3000㎡以下の畜舎は審査しない

認定通知及び公表

申請者

認定畜舎建築・完成

工事完了の届出
（省令様式第９号）
※完了検査は行わない

以後５年毎
認定畜舎等の利用状況報告
（省令様式第１７）

畜産課

※仮使用の認定（工事完了届出前に使用を開始）する場合

申請者

仮使用の認定申請

仮使用の認定申請申請書
（省令様式第１０号）

申請

認定通知

畜産課

審査・認定